

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-01	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
						備考
						乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-02	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3734	山林	0.0677	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3735	山林	0.0029		
3	御殿場市東田中	3742	山林	0.0026		
4	御殿場市東田中	3743	山林	0.0033		
5	御殿場市東田中	3744	山林	0.0423		
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3734	山林	0.0677			
2	御殿場市東田中	3735	山林	0.0029			
3	御殿場市東田中	3742	山林	0.0026			
4	御殿場市東田中	3743	山林	0.0033			
5	御殿場市東田中	3744	山林	0.0423			
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-03	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3734	山林	0.0677	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3735	山林	0.0029		
3	御殿場市東田中	3742	山林	0.0026		
4	御殿場市東田中	3743	山林	0.0033		
5	御殿場市東田中	3744	山林	0.0423		
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3734	山林	0.0677			
2	御殿場市東田中	3735	山林	0.0029			
3	御殿場市東田中	3742	山林	0.0026			
4	御殿場市東田中	3743	山林	0.0033			
5	御殿場市東田中	3744	山林	0.0423			
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-04	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3264	山林	0.5209	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2	御殿場市東田中	3281	山林	0.0459		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3	御殿場市東田中	4132-7	原野	0.1253		3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3264	山林	0.5209			
2	御殿場市東田中	3281	山林	0.0459			
3	御殿場市東田中	4132-7	原野	0.1253			
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-06	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3306	山林	1.7791	2025.11.4 (2033.3.31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3306	山林	1.7791			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-07	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3775	山林	0.2909	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3775	山林	0.2909			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-08	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	4132-5	原野	0.0975	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	4132-5	原野	0.0975			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-09	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	[REDACTED]	[REDACTED]	
2					[REDACTED]	[REDACTED]	
3					[REDACTED]	[REDACTED]	
4					[REDACTED]	[REDACTED]	
5					[REDACTED]	[REDACTED]	
6					[REDACTED]	[REDACTED]	
7					[REDACTED]	[REDACTED]	
8					[REDACTED]	[REDACTED]	
9					[REDACTED]	[REDACTED]	
10					[REDACTED]	[REDACTED]	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3761	山林	0.2892	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2	御殿場市東田中	3783	山林	0.0059		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3761	山林	0.2892			
2	御殿場市東田中	3783	山林	0.0059			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3293	山林	0.1269	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3293	山林	0.1269			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-12	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3286-1	山林	0.8398	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3649	山林	0.6393		
3	御殿場市東田中	3650	山林	0.0578		
4	御殿場市東田中	3651	山林	0.0310		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3286-1	山林	0.8398			
2	御殿場市東田中	3649	山林	0.6393			
3	御殿場市東田中	3650	山林	0.0578			
4	御殿場市東田中	3651	山林	0.0310			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3717	山林	0.1957	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3717	山林	0.1957			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-14	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3708	山林	0.0743	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3730	山林	0.3811		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3708	山林	0.0743			
2	御殿場市東田中	3730	山林	0.3811			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3645	山林	0.0171	2025.11.4 (2033.3.31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市東田中	3729	山林	0.2757						
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3645	山林	0.0171			
2	御殿場市東田中	3729	山林	0.2757			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-16	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-18	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3295	山林	0.5004	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3296	山林	0.1745		
3	御殿場市東田中	3298	山林	0.2988		
4	御殿場市東田中	3303	山林	0.6076		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3295	山林	0.5004			
2	御殿場市東田中	3296	山林	0.1745			
3	御殿場市東田中	3298	山林	0.2988			
4	御殿場市東田中	3303	山林	0.6076			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-19	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-20	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-21	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3297	山林	0.1517	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3753	山林	0.2846		
3	御殿場市東田中	3754	山林	0.0264		
4	御殿場市東田中	3755	山林	0.2684		
5	御殿場市東田中	3756	山林	0.0208		
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3297	山林	0.1517			
2	御殿場市東田中	3753	山林	0.2846			
3	御殿場市東田中	3754	山林	0.0264			
4	御殿場市東田中	3755	山林	0.2684			
5	御殿場市東田中	3756	山林	0.0208			
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-22	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3771	山林	0.2836	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3771	山林	0.2836			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-23	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期 （終期） (B)	経営管理 権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
1	御殿場市東田中	3731	山林	0.3193	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。</p>	
2	御殿場市東田中	3736	山林	0.0082					
3	御殿場市東田中	3737	山林	0.0644					
4	御殿場市東田中	3738	山林	0.0148					
5	御殿場市東田中	3739	山林	0.0938					
6	御殿場市東田中	3740	山林	0.0492					
7	御殿場市東田中	3741	山林	0.0386					
8	御殿場市東田中	3745	山林	0.0310					
9	御殿場市東田中	3746	山林	0.0029					
10	御殿場市東田中	3747-1	山林	0.4013					
11	御殿場市東田中	3760	山林	0.3633					
12	御殿場市東田中	3765	山林	0.2211					
13	御殿場市東田中	3767	山林	0.7114					
14	御殿場市東田中	3768	山林	0.2889					
15	御殿場市東田中	3782	山林	0.0076					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3731	山林	0.3193			
2	御殿場市東田中	3736	山林	0.0082			
3	御殿場市東田中	3737	山林	0.0644			
4	御殿場市東田中	3738	山林	0.0148			
5	御殿場市東田中	3739	山林	0.0938			
6	御殿場市東田中	3740	山林	0.0492			
7	御殿場市東田中	3741	山林	0.0386			
8	御殿場市東田中	3745	山林	0.0310			
9	御殿場市東田中	3746	山林	0.0029			
10	御殿場市東田中	3747-1	山林	0.4013			
11	御殿場市東田中	3760	山林	0.3633			
12	御殿場市東田中	3765	山林	0.2211			
13	御殿場市東田中	3767	山林	0.7114			
14	御殿場市東田中	3768	山林	0.2889			
15	御殿場市東田中	3782	山林	0.0076			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-24	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
						備考
						乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-26	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3727	山林	0.3239	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3727	山林	0.3239			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-27	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	[REDACTED]	[REDACTED]	
2					[REDACTED]	[REDACTED]	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-28	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-29	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	4132-10	原野	0.1682	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	4132-10	原野	0.1682			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-31	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3732	山林	0.0373	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>
2	御殿場市東田中	3733	山林	0.1127		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3732	山林	0.0373			
2	御殿場市東田中	3733	山林	0.1127			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-32	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3707	山林	0.4132	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2	御殿場市東田中	3709	山林	0.1054		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3	御殿場市東田中	3710	山林	0.1570		3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4	御殿場市東田中	3711	山林	0.0347		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3707	山林	0.4132			
2	御殿場市東田中	3709	山林	0.1054			
3	御殿場市東田中	3710	山林	0.1570			
4	御殿場市東田中	3711	山林	0.0347			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-33	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3691	山林	0.3970	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3692	山林	0.0479		
3	御殿場市東田中	3693	山林	0.0241		
4	御殿場市東田中	3694	山林	0.2029		
5	御殿場市東田中	3695	山林	0.0165		
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3691	山林	0.3970			
2	御殿場市東田中	3692	山林	0.0479			
3	御殿場市東田中	3693	山林	0.0241			
4	御殿場市東田中	3694	山林	0.2029			
5	御殿場市東田中	3695	山林	0.0165			
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	2084	原野	0.3447	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3233-1	山林	0.2717		
3	御殿場市東田中	3234-1	山林	0.1154		
4	御殿場市東田中	3243	山林	0.3791		
5	御殿場市東田中	3246-1	山林	0.2764		
6	御殿場市東田中	3246-3	山林	0.0812		
7	御殿場市東田中	3251	山林	0.3398		
8	御殿場市東田中	3252	山林	0.0558		
9	御殿場市東田中	3253	山林	0.1904		
10	御殿場市東田中	3254	山林	1.2118		
11	御殿場市東田中	3255	山林	0.0456		
12	御殿場市東田中	3256	山林	0.0489		
13	御殿場市東田中	3257	山林	0.0010		
14	御殿場市東田中	3258	山林	0.4128		
15	御殿場市東田中	3259	山林	0.0714		
16	御殿場市東田中	3260	山林	0.1054		
17	御殿場市東田中	3261	山林	0.4135		
18	御殿場市東田中	3262-1	山林	0.4448		
19	御殿場市東田中	3263-1	山林	0.1630		
20	御殿場市東田中	3265	山林	0.2247		

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
21	御殿場市東田中	3267	山林	0.0218	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
22	御殿場市東田中	3268	山林	0.0892		
23	御殿場市東田中	3269	山林	0.0165		
24	御殿場市東田中	3271	山林	0.0476		
25	御殿場市東田中	3272	山林	1.2740		
26	御殿場市東田中	3273	山林	0.2598		
27	御殿場市東田中	3274-1	山林	1.4984		
28	御殿場市東田中	3275	山林	0.2234		
29	御殿場市東田中	3276	山林	0.0350		
30	御殿場市東田中	3277	山林	0.1090		
31	御殿場市東田中	3279	山林	0.3421		
32	御殿場市東田中	3280	山林	0.1894		
33	御殿場市東田中	3282-1	山林	0.0899		
34	御殿場市東田中	3285-1	原野	1.3269		
35	御殿場市東田中	3287	山林	0.1114		
36	御殿場市東田中	3288	山林	0.0145		
37	御殿場市東田中	3289	山林	0.0066		
38	御殿場市東田中	3646	山林	0.0813		
39	御殿場市東田中	3704	山林	0.1887		
40	御殿場市東田中	3705-1	山林	0.1676		

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-34	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
41	御殿場市東田中	3706-2	山林	0.2755	2025.11.4 (2033.3.31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
42	御殿場市東田中	3724	山林	0.2264		
43	御殿場市東田中	3773	山林	0.4961		
44	御殿場市東田中	3776	山林	0.0945		
45	御殿場市東田中	4132-16	原野	0.0051		
46	御殿場市東田中	4132-17	原野	0.0011		
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	2084	原野	0.3447			
2	御殿場市東田中	3233-1	山林	0.2717			
3	御殿場市東田中	3234-1	山林	0.1154			
4	御殿場市東田中	3243	山林	0.3791			
5	御殿場市東田中	3246-1	山林	0.2764			
6	御殿場市東田中	3246-3	山林	0.0812			
7	御殿場市東田中	3251	山林	0.3398			
8	御殿場市東田中	3252	山林	0.0558			
9	御殿場市東田中	3253	山林	0.1904			
10	御殿場市東田中	3254	山林	1.2118			
11	御殿場市東田中	3255	山林	0.0456			
12	御殿場市東田中	3256	山林	0.0489			
13	御殿場市東田中	3257	山林	0.0010			
14	御殿場市東田中	3258	山林	0.4128			
15	御殿場市東田中	3259	山林	0.0714			
16	御殿場市東田中	3260	山林	0.1054			
17	御殿場市東田中	3261	山林	0.4135			
18	御殿場市東田中	3262-1	山林	0.4448			
19	御殿場市東田中	3263-1	山林	0.1630			
20	御殿場市東田中	3265	山林	0.2247			
21	御殿場市東田中	3267	山林	0.0218			
22	御殿場市東田中	3268	山林	0.0892			
23	御殿場市東田中	3269	山林	0.0165			
24	御殿場市東田中	3271	山林	0.0476			
25	御殿場市東田中	3272	山林	1.2740			
26	御殿場市東田中	3273	山林	0.2598			
27	御殿場市東田中	3274-1	山林	1.4984			
28	御殿場市東田中	3275	山林	0.2234			
29	御殿場市東田中	3276	山林	0.0350			
30	御殿場市東田中	3277	山林	0.1090			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
31	御殿場市東田中	3279	山林	0.3421			
32	御殿場市東田中	3280	山林	0.1894			
33	御殿場市東田中	3282-1	山林	0.0899			
34	御殿場市東田中	3285-1	原野	1.3269			
35	御殿場市東田中	3287	山林	0.1114			
36	御殿場市東田中	3288	山林	0.0145			
37	御殿場市東田中	3289	山林	0.0066			
38	御殿場市東田中	3646	山林	0.0813			
39	御殿場市東田中	3704	山林	0.1887			
40	御殿場市東田中	3705-1	山林	0.1676			
41	御殿場市東田中	3706-2	山林	0.2755			
42	御殿場市東田中	3724	山林	0.2264			
43	御殿場市東田中	3773	山林	0.4961			
44	御殿場市東田中	3776	山林	0.0945			
45	御殿場市東田中	4132-16	原野	0.0051			
46	御殿場市東田中	4132-17	原野	0.0011			

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上） [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-35	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金額（D）の額の 算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
1	御殿場市東田中	3699-2	山林	0.2426	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3699-2	山林	0.2426			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-36	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3720	山林	0.2115	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2	御殿場市東田中	3766	山林	0.3057		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3	御殿場市東田中	3769	山林	0.2687		3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3720	山林	0.2115			
2	御殿場市東田中	3766	山林	0.3057			
3	御殿場市東田中	3769	山林	0.2687			
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-37	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-38	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3757	山林	0.0148	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2	御殿場市東田中	3758	山林	0.2267		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3757	山林	0.0148			
2	御殿場市東田中	3758	山林	0.2267			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-39	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3728	山林	0.2938	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3728	山林	0.2938			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-40	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	4132-6	原野	0.1183	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
2						1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施
3						2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
4						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。
5						2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
6						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。
7						4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
8						
9						
10						
						木 材 の 販 売 に よ る 収 益 か ら 伐 採 等 に 要 す る 経 費 を 控 除 し て な お 利 益 が あ る 場 合 に お い て 甲 に 支 払 わ れ る べ き 金 額 (D) の 額 の 算 定 方 法
						乙 が 甲 に D を 支 払 う べ き 時 期 、 相 手 方 及 び 方 法
						備 考

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	4132-6	原野	0.1183			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-41	経営管理権の設定を受ける市 町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の 森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	4132-8	原野	0.1455	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	4132-9	原野	0.1670		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	4132-8	原野	0.1455			
2	御殿場市東田中	4132-9	原野	0.1670			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-42	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-44	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	1993-1	原野	0.3009	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）
2	御殿場市東田中	1993-2	保安林	0.0394		1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
3	御殿場市東田中	1994-1	山林	0.1400		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4	御殿場市東田中	1994-2	保安林	0.0103		1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	1993-1	原野	0.3009			
2	御殿場市東田中	1993-2	保安林	0.0394			
3	御殿場市東田中	1994-1	山林	0.1400			
4	御殿場市東田中	1994-2	保安林	0.0103			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-45	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3676	山林	0.0251	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3712	山林	0.4095		
3	御殿場市東田中	3713	山林	0.1361		
4	御殿場市東田中	3726	山林	0.2370		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3676	山林	0.0251			
2	御殿場市東田中	3712	山林	0.4095			
3	御殿場市東田中	3713	山林	0.1361			
4	御殿場市東田中	3726	山林	0.2370			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-46	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	1993-1	原野	0.3009	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	1993-1	原野	0.3009			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-47	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期 経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金額 (D) の額の 算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
1	御殿場市東田中	3682	山林	0.6016	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市東田中	3688	山林	0.6069					
3	御殿場市東田中	3689	山林	0.0231					
4	御殿場市東田中	3697	山林	0.1041					
5	御殿場市東田中	3698	山林	0.0142					
6	御殿場市東田中	3700	山林	0.0089					
7									
8									
9									
10									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3682	山林	0.6016			
2	御殿場市東田中	3688	山林	0.6069			
3	御殿場市東田中	3689	山林	0.0231			
4	御殿場市東田中	3697	山林	0.1041			
5	御殿場市東田中	3698	山林	0.0142			
6	御殿場市東田中	3700	山林	0.0089			
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-48	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3690	山林	0.2181	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3750	山林	0.3438		
3	御殿場市東田中	3751	山林	0.4046		
4	御殿場市東田中	3752	山林	0.1467		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3690	山林	0.2181			
2	御殿場市東田中	3750	山林	0.3438			
3	御殿場市東田中	3751	山林	0.4046			
4	御殿場市東田中	3752	山林	0.1467			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-49	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	3770	山林	0.2479	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3770	山林	0.2479			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-51	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3302	山林	0.3004	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3302	山林	0.3004			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-52	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3772	山林	0.2604	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3772	山林	0.2604			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-53	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期 経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C） 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 備考
1	御殿場市東田中	4132-1	原野	0.1421	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施
2	御殿場市東田中	4132-2	原野	0.1025		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。
3	御殿場市東田中	4132-3	原野	0.1091		3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。
4	御殿場市東田中	4132-4	原野	0.1079		
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	4132-1	原野	0.1421			
2	御殿場市東田中	4132-2	原野	0.1025			
3	御殿場市東田中	4132-3	原野	0.1091			
4	御殿場市東田中	4132-4	原野	0.1079			
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-54	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づ いて行われる経営 管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金額（D）の額の 算定方法	乙が甲にD を支払うべき時期、相 手方及び方 法	備考
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3294	山林	0.2228			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-55	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3762	山林	0.2915	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いざれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3763	山林	0.0042		
3	御殿場市東田中	3764	山林	0.0049		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3762	山林	0.2915			
2	御殿場市東田中	3763	山林	0.0042			
3	御殿場市東田中	3764	山林	0.0049			
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-56	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地	
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	
1	御殿場市東田中	3278	山林	0.1887	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	
2						1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施	
3						2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	
4						1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。	
5						2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。	
6						3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。	
7						4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	
8							
9							
10							
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法						乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
						備考	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3278	山林	0.1887			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-57	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3699-1	山林	0.1322	2025.11.4 (2033.3.31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3699-1	山林	0.1322	[REDACTED]	[REDACTED]	
2					[REDACTED]	[REDACTED]	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-58	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-59	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3660	山林	0.0280	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3660	山林	0.0280			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-60	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3725	山林	0.3371	[REDACTED]	[REDACTED]	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-61	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3300	山林	0.1256	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3301	山林	0.0595		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3300	山林	0.1256			
2	御殿場市東田中	3301	山林	0.0595			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-62	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3290	保安林	0.0456	2025.11.4 (2033.3.31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市東田中	3291	保安林	0.0684						
3	御殿場市東田中	3306	山林	1.7791						
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3290	保安林	0.0456			
2	御殿場市東田中	3291	保安林	0.0684			
3	御殿場市東田中	3306	山林	1.7791			
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集36-63	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										
番号	所在	地番	地目	面積 ha	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	御殿場市東田中	3304	山林	0.4482	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	7年	1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象灾害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき算定額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の販売管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益の見込額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	
2	御殿場市東田中	3305	山林	0.0026						
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3304	山林	0.4482			
2	御殿場市東田中	3305	山林	0.0026			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集36-64	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)			(住所又は所在地)
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）						
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	経営管理 権の始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)
1	御殿場市東田中	3290	保安林	0.0456	2025. 11. 4 (2033. 3. 31)	<p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するに要した経費又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>
2	御殿場市東田中	3291	保安林	0.0684		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）					経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）		備考
番号	所 在	地番	地目	面積 ha	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市東田中	3290	保安林	0.0456			
2	御殿場市東田中	3291	保安林	0.0684			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる

こととし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告した後に、経営管理実施権配分計画の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 森林利用の制約

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。